

WebMoney加盟店規約

第1条(目的)

本規約は、ビットキャッシュ株式会社(以下「当社」といいます。)と「WebMoney加盟店契約」(以下「加盟店契約」といいます。)を締結した加盟店との契約関係について定めることを目的とします。

第2条(定義)

本規約において、次の用語は以下に規定されたとおりの意義を有するものとします。

- (1)「WebMoney」: 当社が発行する電子マネー。
- (2)「WebMoneyID」: 決済システムに送信するために個別のWebMoneyに付与された英数字等による16桁の番号。
- (3)「決済システム」: 利用者がWebMoneyによる決済を選択した場合に、所定の金額を限度としてインターネット上での取引代金を決済することができるように構成されたシステム(クイック決済を含みます。)。
- (4)「WebAPI決済」: 決済システムのうち、WebAPIによって決済することができるように構成されたシステム。
- (5)「クイック決済」: WebAPI決済のうち、WebMoneyIDのID・パスワードの入力を省略して決済することができるように構成されたシステム。
- (6)「加盟店登録申込書」: 申込者が加盟店としての登録を申込むために当社に提出する申込書。
- (7)「加盟店」: 当社が定める手続きに従って加盟店の申込を行い、当社が承認のうえ加盟店として登録された個人、法人及び団体。
- (8)「利用者」: 加盟店から商品又はサービス等を購入し、決済システムを利用してWebMoneyにて決済する者。
- (9)「加盟店サイト」: 加盟店が運営するWebサイトのうち、加盟店が加盟店登録申込書又は変更届等により当社に届出、当社の承認を得たWebサイト。
- (10)「対象商品」: 加盟店が提供する商品又はサービスのうち、加盟店登録申込書又は変更届等により当社に届出、当社の承認を得た商品・サービス。
- (11)「決済業務」: 利用者が保有するWebMoneyの利用可能残高から、利用者が購入した対象商品の代金相当額分を減額すること。
- (12)「モジュール等」: 当社が加盟店に交付する、決済システムを利用するために必要となるクライアント・モジュール又はWebAPIクライアント(以下「クライアント・モジュール」といいます。)を格納した媒体、クライアント・モジュールの導入手引及び決済システムの運用手順説明書その他所定の書類等。

第3条(加盟店登録手続及び加盟店契約の成立)

1. 申込者は、加盟店登録申込書及びその他当社が指定する書類を当社に提出のうえ、当社の審査を受け、当社の承認を得なければなりません。当社が加盟店としての登録を承認した場合、その旨を申込者に対し通知します。申込者は、通知受領日より10日以内に所定の加盟店登録手数料を支払うものとし、当社は当該

加盟店登録手数料の支払いを確認のうえ、申込者を加盟店として登録し、加盟店に対し加盟店番号を付与します。加盟店登録手続きが完了した時点で、当社と加盟店との間で加盟店契約が締結されるものとします。

2. 前項の加盟店登録手数料の振込手数料は申込者負担とします。また、加盟店登録手数料は理由の如何を問わず返金されないものとします。

第4条(加盟店の遵守事項)

加盟店は、次に掲げる事項を遵守するものとします。

- (1) 加盟店サイト上に当社が定める「加盟店マークの表示ガイドライン」に従い加盟店マークを表示するものとします。
- (2) 加盟店登録申込書又は変更届等にて当社に届出、当社の承認を得た対象商品についてのみ決済システムを利用するものとします。
- (3) 決済システムを利用して酒類、商品券類、タバコ、印紙、切手等、法令その他規制により許認可又は届出が義務付けられている商品又はサービスの販売を行う場合、監督機関から交付された営業許可証等の写しを提出するものとします。
- (4) 利用者からの商品又はサービスに関する問い合わせや苦情等に対応する窓口を設置のうえ、自己の責任において利用者からの問い合わせや苦情等に対応するものとします。
- (5) 加盟店サイトに対象商品を掲載し、又は対象商品の告知・広告を行うにあたり、特定商取引法、景品表示法、著作権法、資金決済法等の法令に違反しないものとし、また、利用者に誤認を与える表示をしないものとします。

第5条(禁止行為)

1. 当社は、加盟店による決済システムの利用に関し、次に該当する行為を禁止するものとします。
 - (1) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
 - (2) アダルト、わいせつ、児童ポルノ、児童虐待、売春、暴力行為等に相当する画像、動画、文章等を送信もしくは表示し、又はこれらに相当する商品又はサービスを販売する行為。
 - (3) 政治団体、宗教団体その他の団体への加入を勧誘し、又は寄付を求める行為。
 - (4) リアルマネートレード又はこれに類似する行為。
 - (5) 虚偽又は不当な表示をなす行為。
 - (6) 当社又は第三者のプライバシー、名誉、信用、財産を毀損もしくは侵害し、又は毀損もしくは損害するおそれがある行為。
 - (7) 当社又は第三者の特許権、商標権、著作権等の知的財産権、その他の人格的又は財産的権利を侵害する行為。

- (8) 不公正な取引方法により当社又は第三者の営業を妨害する行為。
 - (9) 決済システムの運営を妨害する行為。
 - (10) 当社又は第三者に不利益を与える行為。
 - (11) クライアント・モジュールを逆コンパイル、逆アSEMBル、その他解析し、また、WebMoneyによる決済以外の目的でクライアント・モジュールを使用したり、クライアント・モジュールを改変する行為。
 - (12) 上記各号のいずれかに該当する行為が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。
 - (13) 上記各号の他、法令、公序良俗、又は本規約に違反する行為。
 - (14) 当社の事前の書面による承諾なしに第三者に決済システムを利用させる行為。
 - (15) 上記各号の他、当社が不適切と判断する行為。
- 2. 当社は、加盟店又は加盟店の対象商品が前項各号のいずれかに該当すると合理的に判断した場合、加盟店に対し是正を要請することができるものとし、加盟店は速やかにこれに応じなければならないものとします。
 - 3. 当社は、加盟店又は加盟店の対象商品が第1項各号のいずれかに該当すると合理的に判断した場合、加盟店に対する精算金の支払いを停止できるものとします。また、この場合において、既に当社が加盟店に対して精算金を支払っているときには、当社は、加盟店に対し、精算金相当額の返還を求めることができるものとします。
 - 4. 加盟店は、対象商品を、利用者に提示した提供条件に従い提供するものとします。加盟店は、対象商品に関連する一切の事項について責任を負うものとし、当社が何ら損失・損害を被らないようにしなければならないものとします。

第6条(決済システムの構築及び運用)

- 1. 当社は、加盟店に対し、決済システムの設定の変更、調整等を行ったうえ、モジュール等を交付し、加盟店が決済システムを利用できるようにします。ただし、加盟店が決済システムを利用して対象商品を提供するために自己のWebサイトを開設し、これを維持するために必要となる一切の施設・設備・機器等は加盟店の責任と費用負担により調達し、管理運営するものとします。
- 2. 当社が加盟店に提供するモジュール等に関する所有権、著作権その他一切の権利は、加盟店に移転しないものとします。
- 3. 当社は、決済システムを管理運営し、WebMoneyによる決済業務を行うものとします。ただし、加盟店が次に掲げるいずれかの事由に該当する場合、当社は加盟店による決済システムの利用及び決済業務を拒否することができるものとします。
 - (1) 加盟店が本規約に違反し、又は違反するおそれがある場合。
 - (2) 加盟店申込書類その他の必要書類に虚偽又は不正確な記載がなされた場合。
 - (3) 上記の他、当社が合理的に不適切と判断した場合。
- 4. 当社は、前項に基づき加盟店による決済システムの利用及び決済業務の拒否を行った場合においても、決

済システムを管理運営し、WebMoneyによる決済業務を行わないことも含め、加盟店又は利用者に対して、一切責任を負わないものとします。

第7条(決済システムの中止・停止)

1. 当社は、次に該当する場合、決済システムを中止又は停止できるものとします。
 - (1) 決済システムの点検・保守・修理・その他必要な作業のため、決済システムを一時的に中止・停止する必要性が生じた場合。
 - (2) 天災事変、通信回線の故障、その他当社の責によらない事由による場合。
2. 前項に基づき決済システムを中止又は停止する場合、当社は加盟店に対し事前に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、本条に基づく決済システムの中止又は停止により生じた加盟店の損害について、一切責任を負わないものとします。
4. 当社は、当社の責に起因する決済システムの中止もしくは停止により加盟店に生じた損害を賠償する場合、現実に発生した直接の損害に限り、賠償するものとします。

第8条(WebAPI決済の利用に関する同意事項)

WebAPI決済を導入する加盟店は、次に掲げる事項を遵守し、また、次に掲げる事項に同意するものとします。

- (1) 当社は、WebAPI決済を導入する加盟店に対し、専用のWebAPIを提供し、加盟店は、当社所定の方法により、当該WebAPIの設定を行うものとします。加盟店は、当該WebAPIを、当社の事前承諾なく他の第三者に利用させてはならないものとします。
- (2) 加盟店は、WebAPI決済に関して自己が必要と判断する利用者向けの表示又は注意事項を加盟店サイト上に掲載するものとします。
- (3) 加盟店は、利用者が対象商品を購入する都度、利用者に対し購入の意思確認を実施するものとし、当該意思確認を実施せずに、当社に対してWebMoneyによる決済の指示を出してはならないものとします。
- (4) WebAPI決済における基本的な技術的事項は、当社が定める本サービスに係るサービス仕様書及びインターフェース仕様書のとおりとします。
- (5) 当社は、利用者又は第三者からの、WebAPI決済を通じた決済に係るクレーム又は紛争について、一切責任を負わないものとし、加盟店は、加盟店の責任と費用負担にてこれを解決し、当社に迷惑をかけないものとします。但し、当該クレームや紛争が専ら当社の責に帰すべき事由による場合はこの限りではありません。
- (6) 加盟店は、WebAPI決済を通じた決済に利用されたWebMoneyIDが、当社の責に帰すべき事由によらずして加盟店又は利用者以外の第三者により不正に利用された場合、利用者が被った損害に関し責任を負うものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
- (7) 加盟店は、前二号により当社に損害が生じた場合、当該損害(当社の合理的な弁護士費用を含みます。)を直ちに補填しなければならないものとします。
- (8) 当社は、加盟店がWebAPI決済を不正に利用したと合理的に判断した場合、直ちに加盟店によるWebAPI

決済の利用を停止することができるものとし、これにより当社に生じた損害(当社の合理的な弁護士費用を含みます。)の賠償を請求できるものとし、

(9) 当社は、当該停止により加盟店に生じた損害について、一切責任を負わないものとし、

(10) 加盟店は、本条各号の行為について、第三者に委託する場合には、委託先に対し、本規約の内容を遵守させるものとし、委託先に本規約の内容に反する行為が存した場合、これを加盟店の違反として、当社に対して責任を負うものとし、

第9条(クイック決済の利用に関する同意事項)

クイック決済を導入する加盟店は、前条に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を遵守し、また、次に掲げる事項に同意するものとし、

(1) 当社は、クイック決済を導入する加盟店に対し、専用のWebAPIを提供し、加盟店は、当社所定の方法により、当該WebAPIの設定を行うものとし、加盟店は、当該WebAPIを、当社の事前承諾なく他の第三者に利用させてはならないものとし、

(2) 加盟店は、利用者が対象商品を購入する都度、利用者に対し購入の意思確認を実施するものとし、当該意思確認を実施せずに、当社に対してWebMoneyによる決済の指示を出してはならないものとし、

(3) 加盟店は、クイック決済を通じて決済する利用者に関して発行する中間コードについて、加盟店に登録のある利用者のID、パスワード、その他利用者に係る個人情報を使用してはならないものとし、加盟店が本号に違反した場合、当社は一切責任を負わないものとし、

第10条(テストIDの利用に関する同意事項)

1. 当社は加盟店に対し、決済システムの動作確認のみを目的として、テスト用WebMoneyID(以下「テストID」といいます。)を発行します。

2. 加盟店は、テストIDの使用に関し、次に掲げる事項を遵守し、また、次に掲げる事項に同意するものとし、

(1) 決済システムの動作確認以外の目的に使用しないものとし、

(2) テストIDを厳重に管理するものとし、加盟店の責任者又は当該責任者の管理の下で加盟店の被用者のみが使用するものとし、加盟店の責任者及び加盟店の被用者以外の第三者に使用させてはならないものとし、

(3) テストIDの使用に関し、一切の責任を負うものとし、

(4) テストIDが紛失、盗難、不正利用され、又はその疑いがある場合には、ただちにその旨を当社に通知するものとし、

(5) テストIDにより決済処理された金額は、第12条に基づき当社が加盟店に支払う決済処理金額に含まれないものとし、

(6) テストIDの使用に関連して第三者との間で紛争等が生じた場合には、加盟店は自己の費用と責任においてこれを解決・処理し、当社に一切迷惑をかけないものとし、また、当該紛争等に起因して当社に生じた一切の

損害・損失及び費用(当社の弁護士費用も含まれます。)を、加盟店は直ちに補填するものとします。ただし、当該紛争等が当社の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

3. テストIDの使用に関し、前項各号のいずれかに違反し、又は違反するおそれがあると当社が合理的に判断した場合、当社はテストIDの使用を停止できるものとし、加盟店はこれに異議を申し立てないものとします。
4. 加盟店は、本規約に基づく加盟店の資格を喪失した場合、直ちにテストIDの使用を中止し、これを当社に返還するものとします。

第11条(手数料)

1. 加盟店は、当社の決済システムにて利用者が決済した金額(以下「決済処理額」といいます。)に応じ、加盟店登録申込書に記載する手数料を支払うものとします。
2. 当社は、30日前に加盟店に通知することにより、手数料を変更することができるものとします。

第12条(決済処理額の支払い)

1. 当社は、各月中に利用者が加盟店の対象商品の購入にあたりWebMoneyにて決済を行った合計金額から、同月中の手数を差し引いて、その残額を翌々月の10日まで(金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日)に支払うものとします。なお、振込手数料は当社が負担するものとします。
2. 当社にて減額した利用者のWebMoneyの利用可能残高について、利用者から加盟店への対象商品の返品、キャンセルその他事情により、加盟店からの依頼に基づき、当社にて減額前の利用可能残高まで増額するリファンド処理を行う場合、リファンド処理を行った金額は、前項に基づき当社が加盟店に対して支払う決済処理額から同月中に当社がリファンド処理を行った金額(及びその手数料)を差し引くことにより精算されるものとします。
3. 決済処理額から、第1項の手数料ならびに第2項のリファンド処理がなされた金額を差し引いた残額がマイナスとなった場合には、加盟店が当社に対してマイナス分を翌々月の10日までに支払うものとします。なお、この場合の振込手数料は加盟店負担とします。
4. 第1項の手数料及び第2項のリファンドにかかる手数料には消費税等がかかるものとします。

第13条(販促用WebMoneyID)

1. 加盟店は、対象商品の販売促進又はキャンペーンを目的としてWebMoneyID(WebMoneyIDがスクラッチ印刷されたカードを含みます。以下「販促用ID」といいます。)を発注することができます。発注の際は、当社所定の申込書にて発注するものとします。
2. 加盟店は、当社からの納入確認後、3営業日以内に検査を行い、検査結果を当社に通知するものとし、当該検査の合格をもって納入完了とします。なお、3営業日以内に何ら通知がない場合、3営業日経過後に検査に合格したものとみなします。
3. 加盟店は、利用者に対し販促用IDを交付する際、販促用IDを管理するために当社が発行する、販促用IDと対になる16桁の管理番号と共に交付するものとします。また、販促用IDを重複して交付してはならないものとします。

4. 当社が事前に承諾した場合を除き、対象商品以外の目的、商品又はサービスのために販促用IDを交付してはならないものとします。
5. 販促用IDの納入前に生じた販促用IDの滅失、毀損その他一切の損害は、加盟店の責に帰すべきものを除き当社の負担とし、販促用IDの納入後の滅失、毀損その他一切の損害は、当社の責に帰すべきものを除き加盟店の負担とするものとします。
6. 当社は、第2項に定める納入完了後1ヶ月に限り、本条に基づき納入した販促用IDについて瑕疵担保責任を負うものとします。
7. 前項の場合を除き、加盟店は、いかなる理由があっても販促用IDを返品することはできません。
8. 加盟店は、販促用IDを第三者に販売してはならないものとします。
9. 当社が本条に基づき納入した販促用IDについて加盟店に対して負う責任は、当社の責に帰すべき場合に限り、現実に発生した直接の損害について、当社が納入した販促用IDの券面額に相当する金額を上限とします。
10. 当社は、加盟店に納入した販促用IDが不正利用され、もしくは不正利用の虞があり、又は利用者以外の者によって使用されたことを含むがこれに限定されることなく、当社の責めに帰すべき事由によらず発生した損害につき、責任を負わないものとします。

第14条(守秘義務)

1. 当社及び加盟店は、加盟店契約に関連して知り得たお互いの技術上、営業上その他一切の情報(モジュール等、WebMoneyID及びテストIDを含みます。以下「秘密情報」といいます。)を、善良な管理者の注意義務をもって秘密として厳重に管理するものとします。また相手方の事前の書面による同意を得ることなく、第三者に対してこれらの秘密情報を開示し、又はこれらの秘密情報を含む一切の資料を交付しないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当する情報は秘密情報から除外されるものとします。
 - (1) 取得以前に、すでに公知であるもの。
 - (2) 取得後に、取得者の責によらず公知となったもの。
 - (3) 取得以前に、既に所有していたものでその事実が立証できるもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに入手したもの。
3. 当社及び加盟店は、裁判所、政府もしくはその他の行政機関による秘密情報の開示の要請又は命令を受けた場合には、かかる要請又は命令を受けたことを相手方に通知したうえで、かかる秘密情報を最小限の範囲で開示することができるものとします。
4. 本条は、WebMoneyID及びテストIDについては加盟店契約終了後期間の定めなく、その他の秘密情報については加盟店契約終了後3年間、有効に存続するものとします。

第15条(個人情報の取扱い)

1. 当社は、加盟店登録申込書に記載された担当者の個人情報を、加盟店登録審査、決済システムの運用管

理、及び加盟店契約に関する連絡又は送付物の送付の目的で利用するものとし、法令及び当社が定める個人情報保護方針(プライバシーポリシー)に則り厳重に管理するとともに、本条に記載する目的以外に利用しないものとします。

2. 加盟店は、当社が決済システムの管理運用の一部又は全部を第三者に委託する場合、当社が個人情報について必要な保護措置を講じたうえで、前項により取得した担当者の個人情報を、委託先に提供し、委託先企業が委託の範囲内で利用することに同意するものとします。

第16条(競業禁止)

加盟店は、当社より決済システムの運営に関する秘密情報を開示されることを認識し、かかる秘密情報を適切に保護するために決済システムと競合するシステムの開発又は運営に関与しないこととします。但し、当社が個別に承諾した場合はこの限りではありません。

第17条(第三者との紛争処理)

対象商品に関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、加盟店はその費用と責任においてこれを解決・処理し、当社には一切迷惑を掛けないものとします。また当該紛争に関連して当社に生じた一切の損害・損失及び費用(当社の弁護士費用も含みます。)を直ちに補填しなければならないものとします。

第18条(免責)

1. 天災事変、戦争、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、電話回線もしくは諸設備の故障、その他当社及び加盟店の責に帰すことのできない事由に起因する加盟店契約の履行遅延又は履行不能については、当社及び加盟店は互いに何らの責任も負わないものとします。
2. 前項の場合その他事由の如何を問わず、加盟店契約の履行が困難となり、もしくはその恐れが生じ、又は加盟店契約の履行に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合は、当社及び加盟店は直ちに相手方にその旨を通知して協議を行い、双方の事業運営への影響を最小限とするよう努めるものとします。

第19条(有効期間及び解除)

1. 加盟店契約は、第3条に基づき加盟店契約が成立した日から1年間有効とします。加盟店契約の期間満了日の30日前までに、当社又は加盟店のいずれからも何ら申し出がない場合、加盟店契約は更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 当社は、加盟店に下記のいずれかの事由が生じた場合、何ら催告することなくただちに加盟店契約を解除し、加盟店による決済システムの利用を停止できるものとします。
 - (1) 本契約に違反し相当の期間を定めた催告を行ったにもかかわらず、これが是正されなかったとき。
 - (2) 第三者より仮差押、差押、仮処分、強制執行、競売の申請を受け、仮登記担保契約に関する法律第2条に定める通知、手形交換所の警告・取引停止処分もしくは租税公課の滞納その他処分を受け、またこれらの申立、処分、通知を受けるべき事由を生じたとき。
 - (3) 支払停止、支払不能等の状態に陥り、又は破産、特別清算、会社更生手続及び民事再生手続等の倒産処理

手続(本契約締結後に改定もしくは制定されたものを含みます。)の申立を受け、もしくは自らこれらの申立をしたとき。

(4) 解散、営業の廃止、あるいは事業の全部又は重要な一部の譲渡の決議を行い、又は資産もしくは事業内容に重大な変更が生じたとき、あるいは財産状況が著しく悪化したとき。

(5) 営業停止又は営業許可取消等もしくは株式上場廃止等の処分を受けたとき。

(6) 前各号の何れかの事由が発生するおそれがあると認めたととき。

(7) 加盟店との連絡がとれない等、加盟店としての継続が困難であると当社が合理的に判断し、当社が加盟店に対して登録廃止を決定し、その旨を加盟店に書面により通知した場合。

(8) 加盟店が、本規約第5条、第8条、第9条、第10条、第13条、第14条、第16条、第17条、第22条及び第23条に規定された義務のいずれかに違反した場合。

(9) 加盟店が現に行い又は又は過去に行った商取引(WebMoneyの利用を伴うと否とのを問いません。)に関して、利用者の権利を侵害するおそれがあると当社が合理的に判断した場合。

3. 当社は、決済システムの管理運用を終了することを決定した場合、その旨を加盟店に対して書面により通知します。当該通知が発せられた日から30日が経過したとき、加盟店契約は終了するものとします。

4. 加盟店は、第2項及び第3項に基づき加盟店契約が終了した場合であっても、当社に対し、加盟店契約の終了により生じた損害の賠償を求めることはできません。

5. 加盟店は、加盟店契約の有効期間中といえども、加盟店契約の解約を希望する日の30日前に当社所定の解約届出書にて当社に申し出ることにより、加盟店契約を解約できるものとします。

6. 本規約第5条第4項、第6条第2項及び第4項、第7条第3項及び第4項、第8条第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号、第9条第3号、第10条第4項、第12条第1項及び第3項、第13条第6項、第7項、第8項、第9項及び第10項、第14条、第15条第1項、第16条、第17条、第18条第1項、第19条第4項及び第6項、第20条、第21条第3項、第22条、第23条第2項、第25条、ならびに第26条の規定は、加盟店契約終了後も有効に存続するものとします。

第20条(契約終了後の処理)

1. 加盟店契約が終了した場合、加盟店は、直ちに決済システムの利用を停止するものとし、当社の商標を削除し、加盟店サイト上から当社及びWebMoneyに関する記述を削除するものとします。また、モジュール等、及びテストID等その他当社が加盟店契約に基づき交付した書類・物品等の一切を速やかに当社に返却するものとします。

2. 当社は、加盟店契約終了後のリファンド処理は行わないものとします。

第21条(反社会的勢力の排除)

1. 当社及び加盟店は、以下に定める反社会的勢力に該当せず、かつ、反社会的勢力との間に資本関係又は取引関係その他一切の関係を持たないものであることを互いに保証するものとします。

- (1) 暴力団。
- (2) 暴力団員又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。
- (3) 暴力団準構成員。
- (4) 暴力団関係企業。
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ。
- (6) その他前各号に準ずる者。

2. 当社及び加盟店は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないものとします。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

3. 当社又は加盟店は、相手方が第1項又は第2項に違反した場合、何らの催告をしないで加盟店契約を解除することができるものとし、これにより被った損害の賠償を相手方に対し請求することができるものとします。

第22条(地位の譲渡等の禁止)

加盟店は、当社の事前の書面による承諾なく本規約上の地位又は権利を第三者に譲渡し、質入れし、又は担保に供する等の処分を行ってはならないものとします。

第23条(通知)

1. 相手方に対する通知は、あらかじめ相手方が届け出た宛先に郵便、ファックス又はe-mailにて送付又は送信することによって行うものとします。郵便による場合には投函後2日後に、ファックス及びe-mailによる場合には到達時又は到達を確認するメッセージ受信時に通知されたものとします。
2. 加盟店は、氏名、商号、所在地、対象商品その他加盟店登録申込書その他の必要書類に記載された事項に変更があった場合には、速やかにその旨を当社へ通知するものとします。加盟店が通知しなかったことにより、当社から加盟店に対する通知、送付書類、決済処理金額等が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべきときに加盟店に到達したものとみなすものとし、これにより加盟店に損害が発生した場合も当社は一切責任を負わないものとします。

第24条(規約の変更)

当社は、本規約の全部又は一部を変更する場合があります。本規約を変更した場合には、当社は新規約又は当該変更内容を加盟店に通知し、又は当社のホームページ上にて告知します。規約の変更は、規約の末尾に記載す

る改定日に発効するものとし、以後、加盟店は変更後の規約に従うものとし、また、加盟店は、変更後の規約を承認しない場合、当社に対し書面にて通知することにより加盟店契約を解約することができるものとし、

第25条(準拠法及び合意管轄裁判所)

1. 本規約及び加盟店契約の準拠法は日本法とします。
2. 加盟店契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第26条(協議)

本規約に定めなき事項又は加盟店契約の履行に関し疑義を生じた場合には、当社と加盟店との間で誠意をもって協議し、円満解決を図るものとし、

以上

改定日:2026年3月31日

(附則)

本改定前の加盟店規約に基づくウェブマネーウォレット及びテスト用ウェブマネーウォレット(その利用のために発行するID及びパスワードを含みます。)に関する加盟店の義務は、本改定後も、本改定前の加盟店規約に基づき有効に存続するものとし、